

入札公告

令和7年9月19日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により事業に係る契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 事業概要

(1) 事業名

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

広島市西区扇一丁目ほか

(3) 事業内容

入札説明書及び要求水準書による。

(4) 事業期間

契約締結の日から令和37年3月31日まで

(5) 予定価格

入札説明書による。

(6) 入札区分

ア 本事業に係る入札は、広島市電子入札システムを利用しない紙による入札とする。

イ 本事業の入札に当たっては、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）すること。

(7) 入札方法

ア 入札書の作成に当たっては、所定の様式による。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、技術審査通過者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 入札書に記載する金額は設計・施工業務と維持管理・運営業務の入札価格の合計とし、内訳として設計・施工業務と維持管理・運営業務の入札価格をそれぞれ併記すること。

エ 本事業の入札については、調査基準価格及び総額失格基準は設けない。

オ 詳細は入札説明書による。

(8) その他

ア 本事業は、民間事業者から幅広く高度な技術提案を求め、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式である「一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）」により事業者を選定する。

イ 本事業の事業方式について、施設の設計・建設から維持管

理・運営までを民間事業者が一体で行うDBO（Design Build Operate）方式で実施する。

ウ 本事業における施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた業務である。

エ 本事業は、VE提案を受け付けるVE方式の対象事業である。

オ 本事業における施工業務は、「発注者指定型」による週休2日の確保に取り組む対象事業である。4週8休以上を達成できなかった場合は、その状況に応じて、本事業の建設工事請負契約書第36条の定めに基づき、請負代金額の減額変更の協議を行うこととする。

詳細は、本市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共事業の情報化と技術管理」→「工事受注者の方へ」→「広島市週休2日工事の試行について」により確認すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 応募者の構成

ア 応募者の構成員は、以下に示す業務を行う企業とする。

なお、一者が複数の業務を行うことを妨げない。

(ア) 設計・施工業務

(イ) 維持管理・運営業務

イ 応募者は、入札参加資格審査書類提出時に構成員及び各構成員が行う業務を届け出るものとする。

なお、入札参加資格審査書類提出後、構成員の変更は認めない。詳細は入札説明書による。

ウ 応募者は、構成員の中から次の(3)ア(ウ) bに示す機械工事施工企業に求める要件を全て満たす企業一者を、代表企業（以下「応募者の代表企業」という。）として定めるものとする。応募者の代表企業は、本事業に係る応募手続きに加え、契約締結までの一切の窓口を担い、本事業終了まで各種調整を行わなければならない。なお、単独企業の場合は、当該企業がこれら一切の役割を担うものとする。

エ 応募者を構成する企業数については、制限を設けない。

オ 応募者を構成する構成員のいずれかが、他の応募者の構成員となることはできない。

カ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

キ 構成員のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、若しくはこれらの者との資本関係又は人的関係のあるものでないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のシに示す者である。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

(ア) 株式会社東京設計事務所

(イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

(ウ) 地方共同法人日本下水道事業団

ク 建設JVを結成する場合は、前記ウに示す応募者の代表企業を建設JVの代表企業とする2者又は3者による特定建設

共同企業体とすること。また、建設JVの方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかは応募者の自由とする。

なお、共同施工型の場合、建設JVの代表企業の出資割合は特定建設共同企業体の構成員中最大であること。また、各構成員の出資割合は次のとおりとする。

- (ア) 構成員が2者の場合は、1者につき30%以上とする。
- (イ) 構成員が3者の場合は、1者につき20%以上とする。
- ケ 運営JVを結成する場合は、構成員に前記ウに示す応募者の代表企業及び維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業を含む運営業務共同企業体とすること。

なお、運営JVの出資割合は問わない。また、前記ウに示す応募者の代表企業又は「運転操作及び監視業務」を担う企業から、運営JVを統括する代表企業（以下「運営JVの代表企業」という。）を定めるものとする。

- コ SPCを設立する場合は、前記ウに示す応募者の代表企業及び維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業は、構成企業となることを必須とし、その他の構成員が構成企業になることは任意とする。また、SPC自体が契約期間を通して維持管理業務又は運営業務（全体管理、運営管理及び財務管理等）の主たる役割を担うこと。詳細は入札説明書による。

- サ 維持管理・運営業務は、前記ウに示す応募者の代表企業が次の(3)イ(ア)に示す全ての入札参加資格要件を満たす場合は、単独企業で担うことができる。

- シ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 資本的関係に関する事項
 - a 親会社等と子会社等
 - b 親会社等が同一である子会社等
- (イ) 人的関係に関する事項
 - a 代表権を有する者が同一である会社等
 - b 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - c 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- (ウ) 資本的関係と人的関係の複合的関係に関する事項
 - a 前記(ア)及び(イ)が複合して該当する会社等
- (エ) その他（前記(ア)、(イ)又は(ウ)と同視し得る関係があると認められる次の場合）
 - a 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - b 社員が他の会社等の事務や営業に関わっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - c 組合とその構成員
 - d 共同企業体とその構成員
- (オ) その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

ス 次の(3)に示す企業以外の企業（以下「その他企業」という。）を構成員とする場合は、当該企業が担う業務内容に応じた広島市競争入札参加資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

- (2) 全ての構成員に必要な資格
 - 構成員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
 - イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
 - (イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
 - (ウ) 建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者
 - ウ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本事業に参加し、又は設計・施工業務の受注者若しくは維持管理・運営業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - エ 広島市税を滞納していない者であること。
 - オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - カ 施工業務を行う構成員については、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。詳細は、本市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
 - キ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。詳細は入札説明書による。
- (3) 構成員の入札参加資格要件
 - ア 設計・施工業務を行う企業の入札参加資格要件
 - (ア) 設計業務を行う企業
 - 構成員のうち、設計業務を行う企業は、以下に示す入札参

加資格要件を満たさなければならない。

- a 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」で登録されてるものであること。
- b 平成22年4月1日以降に元請として完了・引渡しが完了した、下水道法上の終末処理場に係る燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備）の実施設計業務の履行実績を有していること。ただし、設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- c 管理技術者及び照査技術者は、以下に示す(a)又は(b)のいずれかを満たす者を、それぞれ当該設計業務に配置できること。
- (a) 技術士登録の上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）の資格を有する者であること。
- (b) R C C M（選択部門は「下水道」とする者に限る。）の資格を有し、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- d 担当技術者は、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- e 建築担当技術者は、一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。
- f 前記cからeに掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 施工業務を行う企業が自ら設計業務を行う場合の取り扱い
- 構成員のうち、施工業務を行う企業が自ら設計業務を行う場合、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。
- a 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」で登録されているものであること。ただし、次の(ウ)で定める施工業務を行う企業に求める入札参加資格要件を満たしていることをもって、この要件を満たしているものとみなす。
- b 平成22年4月1日以降に元請として完了・引渡しが完了した、次の実施設計業務の履行実績を有していること。
- (a) 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計業務を1者で実施する場合、下水道法上の終末処理場に係る燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備）の実施設計業務。ただし、設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- (b) 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計業務を複数の企業で実施する場合、下水汚泥再資源化施設等の設計業務を担う企業は前記(a)に示す要件を満たし、脱水汚泥受入施設等の設計業務を担う企業は、次の(ウ)b(d)②の施工実績をもって、実施設計業務の履行実績の要件を満たしているものとみなす。

- c 管理技術者及び照査技術者は、以下に示す(a)又は(b)のいずれかを満たす者を、それぞれ当該設計業務に配置できること。
- (a) 技術士登録の上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）の資格を有する者であること。
- (b) R C C M（選択部門は「下水道」とする者に限る。）の資格を有し、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- d 担当技術者は、下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- e 建築担当技術者は、一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。ただし、再委託により対応することも可とする。
- f 前記cからeに掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (ウ) 施工業務を行う企業
- 構成員のうち、施工業務を行う土木・建築工事及び機械工事施工企業は、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。
- a 土木・建築工事施工企業
- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る建設業の許可を有していること。
- (b) 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が、建築一式工事又は機械器具設置工事で認定されている者であること。
- (c) 入札参加資格審査書類の提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする総合評定値通知書の写しを提出できる者であり、かつ、建築一式工事の総合評定値が1,200点以上又は機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (d) 平成22年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の公共工事の施工実績を有すること。
- ① 建物を新築又は増築した工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。
- (e) 建築一式工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。
- ただし、監理技術者等は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とし、建設JVを結成する場合の主任技術者は国家資格を有するものとする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。また、土木・建築工事施工企業が機械工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が機械器具設置工事に係る監理技術者等になり得る資格及び次の(3)ア(ウ)b(f)に示す施工経験を

有する場合は、兼任することを妨げない。

- (f) 監理技術者等は、前記(d)に掲げる工事と同じ施工経験を有していること(ただし、工事完了年月日は求めない。)
- (g) 前記(f)に掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において土木・建築工事施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (h) 監理技術者等が土木・建築工事及び機械工事両方の資格及び施工経験を有さない場合は、工事ごとに専任の監理技術者等を配置し、各要件を満たすことで上記に示す要件を充足するものとする。
- (i) 監理技術者等を工事期間中に変更しようとするときは、次の(4)に示す要件の他、変更する監理技術者等が上記の各要件を満たし、かつ本市の承諾を得た場合に限り可能とする。

b 機械工事施工企業

- (a) 建設業法第3条第1項に規定する機械器具設置工事に係る建設業の許可を有していること。
- (b) 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が機械器具設置工事で認定されている者であること。
- (c) 総合評定通知書の写しを提出できる者であり、かつ機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (d) 平成22年4月1日以降に元請として完成・引渡しを完了した、次の公共工事の施工実績を有すること。
 - ① 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の施工業務を1者で実施する場合、下水道法上の終末処理場において燃料化設備(乾燥又は炭化)又は焼却設備を製作(自社製作に限定しない。)し、据付した工事。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。
 - ② 下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の施工業務を複数の企業で実施する場合、下水汚泥再資源化施設等の施工業務を担う企業は前記①に示す要件を満たし、脱水汚泥受入施設等の施工業務を担う企業は、下水道法上の終末処理場において汚泥処理設備を製作(自社製作に限定しない。)し、据付した工事。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。
- (e) 機械器具設置工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。ただし、監理技術者等は、建設業法第26条第1項から第5項(第3項ただし書及び第4項を除く。)までに規定する者とし、建設JVを結成する場合の主任技術者は国家資格を有するものとする。なお、本件工事は特例監理技術者(同法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。)の配置は認めない。また、機械工事施工企業が土木・建築工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が建築工事業に係る監理技術者等になり得る資格及び前記(3)ア(ウ) a (f) に示

す施工経験を有する場合は、兼任することを妨げない。

- (f) 監理技術者等は、前記(d)に掲げる工事と同じ施工経験を有していること(ただし、工事完了年月日は求めない。)
- (g) 工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。
- (h) 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの施工経験を有していること(ただし、工事完了年月日は求めない。)
- (i) 現場代理人は代表企業である機械工事施工企業から選任することとし、工事期間を通じて、本件工事現場に常駐させることができる者であること。なお、現場代理人と監理技術者等は、兼ねることができる。
- (j) 前記(f)、(h)及び(i)に掲げる技術者は、入札参加資格審査書類の提出日において機械工事施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ入札参加資格審査書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (k) 監理技術者等が機械工事及び土木・建築工事両方の資格及び施工経験を有さない場合は、工事ごとに専任の監理技術者等を配置し、各要件を満たすことで上記に示す要件を充足するものとする。
- (l) 監理技術者等を工事期間中に変更しようとするときは、次の(4)に示す要件の他、変更する監理技術者等が上記の各要件を満たし、かつ本市の承諾を得た場合に限り可能とする。
- (m) 機械工事施工企業から選任する統括責任者は、本市との窓口を担うとともに、設計・施工業務全体を把握して本事業を円滑に進める役割を担うこと。なお、統括責任者は、本事業への専任及び資格を必要としない。

イ 維持管理・運營業務を行う企業の入札参加資格要件

- (7) 構成員のうち、運営JVの代表企業は以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない(ただしSPCを設立する場合を除く。)。
 - a 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「商品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-07 建物付属設備、機械設備(施設維持管理業務に掲げているものを除く。)の保守点検・運転管理」に認定されている者であること。
 - b 下水道処理施設維持管理者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けていること。
 - c 平成22年4月1日以降に、下水道法上の終末処理場において、維持管理業務の元請として、又は共同企業体の代表者として、若しくはSPCから「運転操作及び監視業務」を委託された企業として、1年以上の維持管理業務の履行実績を有すること。

(イ) 維持管理・運営業務を行う企業のうち、運営JVの代表企業以外の企業は、維持管理・運営業務の内容に応じた広島市競争入札参加資格を有すること。

(ロ) SPCを設立する場合、SPC自体には入札参加資格要件を求めないが、構成企業のうち、維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業は、前記(ア)に示す全ての入札参加資格要件を満たさなければならない。なお、「運転操作及び監視業務」以外の維持管理・運営業務を担う企業は、構成企業か協力企業かを問わず、当該企業の担う維持管理・運営業務の内容に応じた広島市競争入札参加資格を有すること。

ただし、維持管理・運営業務を担わない構成企業については、この限りではない。

ウ その他の入札参加資格要件

(ア) 脱污水泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等の設備製作において、設計及び工程管理、検査・試験を自ら実施できる体制と能力を有すること。

(イ) 脱污水泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等の設備の引渡し後における、障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び本市からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保していること。

(4) 監理技術者等の変更要件

監理技術者等の交代は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合にのみ可能とする。

(5) その他、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和7年度案件(市長部局)」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和8年7月8日(水)までの日(広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は午後4時までとする。)

イ 交付場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部施設課(本庁舎12階)

電話 082-504-2417(直通)

電子メール g-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

(2) 入札書、入札説明書等の交付方法

本市のホームページ(前記(1)に記載のとおり。)からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイに

より交付する。

(3) 契約条項、入札説明書等に関する質問及び回答

入札参加資格及び入札説明書等に関して質問がある場合は、様式集の様式1号「入札参加資格に関する質問書」又は様式2号「入札説明書等に関する質問書」をダウンロードの上、質問内容を簡潔に記載し、前記(1)イに、電子メールで期限までに提出すること。

なお、質問は電子メール以外での問合せには応じない。

ア 入札説明書等に関する質問書の提出期限

(ア) 入札参加資格に関する質問書

令和7年10月3日(金)の午後5時まで

(イ) 入札説明書等に関する質問書

令和7年10月22日(水)の午後5時まで

イ 入札説明書等に関する質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答は、以下に示す回答公表日(予定)までに本市のホームページ(前記(1)に記載のとおり。)において公表する。

(ア) 入札参加資格に関する質問書への回答

令和7年10月17日(金)

(イ) 入札説明書等に関する質問書への回答

令和7年12月17日(水)

(4) 入札参加資格審査に係る手続き等

本件入札に参加を希望する者は、本市所定の様式により入札参加資格審査書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者は、本事業に参加することができない。

ただし、入札参加資格要件のうち広島市競争入札参加資格者の認定については、入札を執行する日までに認定されれば良いものとする。なお、入札を執行する日までに広島市競争入札参加資格者として認定されなかった場合は、その応募者のした入札は無効とする。

広島市競争入札参加資格審査の申請手続きについては次の(5)に示す。

ア 提出期限

入札公告日から令和7年10月31日(金)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は午後4時までとする。)

イ 提出方法

入札参加資格審査書類を、1部作成し、前記(1)イまで郵送(書留に限る。)又は持参するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。

ウ その他、入札説明書による。

(5) 広島市競争入札参加資格審査の申請手続

ア 建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請

(ア) 申請期間

令和7年10月27日(月)から同年10月31日(金)

まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(同入力時間内に入力・送信を完了させること。)

(イ) 申請手続

本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

)のフロントページの「事業者向け情報」から「入札・契約情報」、「入札契約制度の概要」、「工事・建設コンサルタント業務」、「(手引・様式等) 令和7・8年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請の追加受付」にアクセスし、当該ページに示す内容に基づき行うこと。

イ 物品・役務等競争入札参加資格審査申請

(7) 申請期間

入札公告の日から令和7年10月31日(金)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(i) 申請手続

本市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」から「入札・契約情報」、「資格審査申請や変更届など」、「物品・役務等競争入札参加資格審査申請について(WTO案件)」にアクセスし、当該ページに示す内容に基づき行うこと。

(6) 技術提案書及び見積書の提出

入札参加資格審査通過者は、本市所定の様式等による技術提案書及び見積書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月4日(水)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は午後4時までとする。)

イ 提出方法

技術提案書及び見積書を、正本1部(様式10-1号から様式15-2号(様式11-1号を除く。))、副本16部(様式10-3号から様式15-2号(様式11-2-1号及び様式15-1号を除く。))作成し、前記(1)イまで郵送(書留に限る。)又は持参するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。

ウ その他、入札説明書による。

(7) 技術提案書及び見積書の改善

落札候補者決定基準に基づき、技術提案の改善通知を行い、改善技術提案書及び改善見積書の提出を求める。改善通知の時期は、令和8年4月1日(水)を予定している。

ア 改善技術提案書及び改善見積書の提出

技術対話を経て、改善通知を受けた入札資格審査通過者は、改善通知内容に基づき改善技術提案書及び改善見積書を提出すること。

なお、本市は本事業の各契約の締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

(7) 提出期限

令和8年4月30日(木)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は午後4時までとする。)

(i) 提出方法

改善技術提案書及び改善見積書を、正本1部(様式10-1号から様式15-2号(様式11-1号を除く。))、副本16部(様式10-3号から様式15-2号(様式11-2-1号及び様式15-1号を除く。))作成し、前記(1)イまで郵送(書留に限る。)又は持参するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。

イ その他、入札説明書による。

(8) 入札書等の提出

ア 持参又は郵送(配達証明付書留郵便)により提出すること。

イ 提出期限等

(7) 持参による場合の提出期限及び提出場所

a 提出期限

令和8年7月8日(水)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は午後4時までとする。)

b 提出場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部計画調整課(本庁舎12階)

電話 082-504-2414(直通)

(i) 郵送(配達証明付書留郵便)による場合の提出期限及び提出先

a 提出期限令和8年7月8日(水)の午後4時まで(必着)

b 提出場所

前記イ(7)bに同じ。

ウ 提出方法

本市所定様式の入札書及び入札内訳書は、封筒に入れ、代表の印鑑で封印し、入札書等在中と朱書きし、本事業の事業名及び応募者名を記載して提出すること。また、要領は以下に示す。

(7) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した設計・施工業務と維持管理・運営業務の入札内訳書を提出すること。

(i) 入札内訳書は、所定の様式に従い作成すること

(ii) 提出された入札内訳書は、返却しない。

エ その他、入札説明書による。

(9) 入札執行(開札)の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月9日(木)午前9時30分

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所下水道局会議室(本庁舎12階)

4 総合評価に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法

落札候補者を決定しようとするときは、技術評価及び価格評価により、総合的な評価を実施し、入札価格が予定価格(設計・施工業務及び維持管理・運営業務の合計額)の範囲内であり、かつ設計・施工業務に係る予定価格及び維持管理・運営業務に係る予定価格の範囲内である技術審査通過者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

また、総合評価点が高い者が2人以上あるときは、当該技術審査通過者にくじを引かせて落札候補者を決定することとする。

契約協議が整った場合は、広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28)の第26条に基づき落札者決定通知日から5日を経過する日(広島市の休日を除く。)までに、本市と各契約を締結しなければならない。詳細は入札説明書による。

(2) 総合評価の方法及び評価項目

落札候補者決定基準による。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金等
ア 入札保証金は免除する。
イ 落札候補者又は落札者が基本協定及び事業契約を締結しないときは、落札候補者又は落札者の決定を取り消すとともに、落札候補者又は落札者は落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。
ウ 工事請負事業者は、広島市契約規則第30条に定めるところにより、工事請負契約に係る契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。
また、維持管理・運営事業者は維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約に係る各会計年度の支払い限度額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。詳細は、入札説明書による。
- (3) 入札の無効
技術審査通過者が、開札後から落札候補者の決定までの間に、広島市建設工事等に係る事前確認型一般競争入札実施要領第9条第1項各号に定める場合に該当したときは、その者の行った入札を無効とする。詳細は入札説明書による。
- (4) 入札の中止
入札参加者の行為により、又は発注者の入札手続き誤りなどにより、入札の公正性が損なわれると認められたときは、入札を中止することがある。
- (5) 広島市議会の議決の要否
否
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Project name:
Upgrade and operation of sewage sludge resource recovery facilities at the Hiroshima City Seibu Water Resources Reclamation Center
- (2) Tender submission deadline:
4:00 pm, Wednesday, July 8, 2026
- (3) Tender opening schedule:
Time: 9:30 am, Thursday, July 9, 2026
Location: Sewerage Bureau Meeting Room, 12F Hiroshima City Hall (1-6-34 Kokutaiji-machi, Naka-ku, Hiroshima City)
- (4) Contact point for the notice:
Planning and Coordination Division
Facilities Department
Sewerage Bureau
The City of Hiroshima
1-6-34 Kokutaiji-machi, Naka-ku, Hiroshima City
730-8586 Japan
Tel: 082-504-2414